

「市原市人権啓発事業補助 平成 30 年度募集要項」

平成 30 年度の人権啓発事業補助金の交付事業を、以下のとおり募集します。

1 目的

市原市に活動の拠点をおく市民団体などが市民を対象に行う人権啓発事業に要する経費の一部を助成することにより、市民団体などの自主的な人権啓発活動を促進します。

2 応募概要

1) 応募要件

- (1) 市民一般に広く開放された事業であること。
- (2) 市原市内で開催される事業であること。
- (3) 平成 31 年 3 月 31 日までに完了する事業であること。
- (4) 市原市人権指針における 8 分野のいずれかの人権課題（女性の人権／子どもの人権／高齢者の人権／障がい者の人権／被差別部落出身者の人権／外国人の人権／感染症患者等の人権／様々な人権等）または東日本大震災に係る人権課題を取り扱った事業であること。

※概ね 1～2 団体程度の補助対象事業を予定しております。

ただし、上記の条件を満たしていても、次の事業は補助対象になりませんのでご注意ください。

- | |
|---|
| <p>①国、地方公共団体（県、市町村）による他の補助金等の対象になっている事業</p> <p>②政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業</p> <p>※特定の政治団体支持はもちろん、特定政治団体を非難する内容も対象外とします。</p> <p>※政治団体が主催・共催もしくは事務局である場合は、政治活動とみなし対象外とします。</p> <p>※国政での議論事項で政治性の強い内容のもの（例えば憲法 9 条をめぐる護憲、改憲）は、政治活動とみなし対象外とします。</p> |
|---|

2) 補助金額

- ①**補助対象経費の合計額に 3 分の 2 を乗じた額**とし、1 団体につき 20 万円を限度とします。

（1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）

- ②補助金以外の収入があり、その額と補助金の額の合計が、補助対象事業に係る支出の総額を超える場合は、超える額を補助金の額から控除します。

3) 補助の対象事業と対象経費

補助の対象となる事業と経費は、下表のとおりで、以下に掲げる要件を全て満たしているものを対象とします。

対象事業	対象経費
(1) 講演会、研修会、学習会、フォーラム、映画上映会等の開催	①講師謝金 ②講師旅費 ③使用料及び賃借料(会場・付帯設備使用料等) ④消耗品費・印刷製本費等(講演会・研修会等で使用する消耗品費、お知らせ・ポスター・資料等の印刷製本費等) ⑤その他市長が適当と認める経費
(2) リーフレット、冊子、ビデオ等の啓発物の作成及び配布並びに街頭啓発(活動団体等の広報にとどまるものは対象外とします。)	①消耗品費・印刷製本費等(啓発物作成・購入に係る印刷製本費・消耗品費、広報紙、人権啓発誌等の印刷製本費等) ②その他市長が適当と認める経費
(3) その他市長が適当と認める事業	報償費、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費・印刷製本費等、その他市長が適当と認める経費のうち該当する経費

※団体の管理運営費、飲食に関する経費、その他事業を実施するのに直接関係しない経費は対象外とします。

3 募集期間

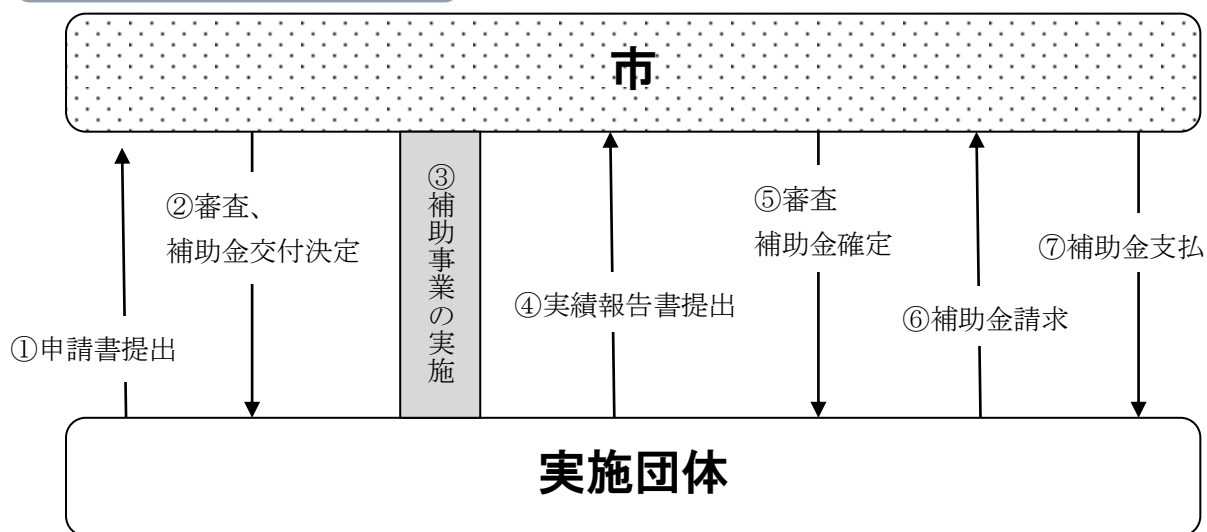
平成30年5月15日(火)～平成31年2月28日(木)

※この期間は随時募集としますが、先着順に受付、審査の上、交付決定します。ただし、予算がなくなり次第、終了します。

4 応募方法

補助金の交付を受けようとする団体は、補助申請期間内に補助金交付申請書に必要事項を記入の上、(1)事業説明書、(2)収支予算書、(3)会則、設立規約等(団体の活動趣旨など根本規則を定めたもの)を添えて、市原市役所第2庁舎の人権・国際課に提出してください。

5 補助金交付の流れ



※ 補助金の交付決定通知書を受け取った後に事業計画の内容を変更するときは、変更届出書を提出してください。

詳細については、市原市人権啓発事業補助金交付要綱をご覧ください。

市ホームページに本件の案内を掲載しますので、そちらからご覧いただけます。

* 申請書式は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所第2庁舎の人権・国際課窓口でも配布いたします。

【問合せ先】

市原市役所 スポーツ国際交流部
人権・国際課

TEL:23-9826 (直通) FAX:21-1720